

## 法人税法・所得税法の減価償却の方法

定額法：(取得価額－残存価額(取得価額×10%)×定額法の耐用年数に応じた償却率＝償却限度額

定率法：(取得価額－償却累計額)×定率法の耐用年数に応じた償却率＝償却限度額

注：残存価額とは取得価額の10%をいいます。

## 資産の区分に応じた償却方法（法人の場合）

資産		償却方法の届出をした場合	届出をしなかった場合	個人の法定償却方法
建物 (鉱業用のものを除く)	平成10.3.31以前に取得した場合	定額法・定率法のうち届けた方法	定率法	定額法
	平成10.4.1以後に取得した場合	定額法(届出をする必要はありません)		
有形減価償却資産	建物、鉱業用のもの、国外リース資産及び下記の生物を除く	定額法・定率法のうち届けた方法	定率法	定額法
無形減価償却資産	鉱業権、営業権を除く	定額法(届出をする必要はありません)		定額法

## 減価償却資産の耐用年数等に関する省令

## 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

種類	構造又は用	細目	耐用年数(年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	34
		旅館用又はホテル用のもの	31
		店舗用のもの	39
		病院用のもの	39
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	31
		れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
	れんが造、石造又はブロック造のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	28
	金属造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17
公衆浴場用のもの		12	
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの		11	
木造モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22	
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20	
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15	
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	10	

建物 付属 設備	電気設備・ 照明設備	蓄電池電源設備	6	
		その他のもの	15	
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15	
	冷房、暖房、通 風設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13	
		その他のもの	15	
	昇降機設備	エレベーター	17	
		エスカレーター	15	
車両 及び 運搬 具	鉄道用又は軌 道用車両	電気又は蒸気機関車	18	
		電車	13	
	特殊自動車	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車	5	
		モーターサイパー及び除雪車	4	
	運送事業用、 貸自動車業用 又は自動車教 習所用の車両 及び運搬具	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)		
			小型車(貨物自動車は積載量が2トン以下、その他は総排気量が2リットル以下)	3
		その他のもの		
			大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5
		その他のもの	4	
	前掲のもの 以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)		
			小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	4
			その他のもの	5
器具及 び備品	家具、電気 機器、ガス 機器及び家 庭用品(他 の項に掲げ るものを除 く。)	事務机、事務いす及びキャビネット		
			主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
	応接セット			
		接客業用のもの	5	
		その他のもの	8	
	ベッド		8	
	児童用机及びいす		5	
	陳列だな及び陳列ケース			
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6	
		その他のもの	8	
	その他の家具			
		接客業用のもの	5	
		その他のもの	15	
		主として金属製のもの	8	
		その他のもの	8	
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		5	
	冷房用又は暖房用機器		6	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)		6	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)		4	
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		3	
	じゆうたんその他の床用敷物			
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3	
		その他のもの	6	
	室内装飾品			
		主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
	食事又はちゅう房用品			
		陶磁器製又はガラス製のもの	2	
		その他のもの	5	
	その他のもの			
		主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8		

器具及び備品	事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター		
			孔版印刷又は印書業用のもの	3
			その他のもの	5
		電子計算機		
			パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4
			その他のもの	5
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコー		5
		その他の事務機器		5
		テレタイプライター及びファクシミリ		5
		インターホーン及び放送用設備		6
		電話設備その他の通信機器		
			デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
			その他のもの	10
	時計、試験機器及び測定機器	時計		10
		度量衡器		5
		試験又は測定機器		5
	光学機器及び写真製作機器	オペラグラス		2
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡		5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器		8
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球		3
		マネキン人形及び模型		2
		その他のもの		
			主として金属製のもの	10
		その他のもの	5	
容器及び金庫	ボンベ			
		溶接製のもの	6	
		鍛造製のもの		
		塩素用のもの	8	
		その他のもの	10	
	ドラムかん、コンテナその他の容器			
		大型コンテナ(長さが六メートル以上のものに限る。)	7	
		その他のもの		
		金属製のもの	3	
		その他のもの	2	
	金庫			
	手さげ金庫	5		
	その他のもの	20		